佐賀県土木事務所設置規則の一 部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川康

佐賀県規則第四十二号

佐賀県土木事務所設置規則の 一部を改正する規則

佐賀県土木事務所設置規則 (昭和二十九年佐賀県規則第六十七号) の — 部を

次のように改正する。

第三条第六項を削る。

第四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、 伊万里土木事務所の工務課の分掌事務にあつては、 港湾関係を除

<

第四条第一項の工務課の分掌事務の第四号の次に次の一号を加える。

四の二 井手口川ダムの建設に関すること (伊万里土木事務所に限る。)。

1

第四条中第八項を削り、 第九項を第八項とし、 第十項を第九項とし、 第 十

項を第十項とする。

別表の武雄土木事務所の項の所管区域の欄中「武雄市の区域」 を「武雄市 の

区域 嬉野市の区域 (九州新幹線西九州 ル ト整備推進室の業務に限る。)」 に

改める。

附則

こ の規則は、 平成二十四年四月一日から施行する。